

平成25年1月吉日

- 従業員が通勤中に交通事故を起こしたら？
- 勤務時間中に交通事故を起こした場合の会社の責任は？
- 車両管理の法律的な問題点を知っておきたい



弁護士法人

**新潟第一法律事務所**

Niigata Daiichi Law Office

(新潟県弁護士会所属)

新潟市中央区新光町10-2

技術士センタービル7階

【お問合せ・お申込先】

電話 025-280-1111

……聞いてみたい方は、是非どうぞ！

## ミニ・セミナーのご案内

～総務・管理部門の担当者の方や中小企業経営者の皆様方にオススメします～

### 「自動車事故における会社の責任」

拝啓 厳寒の候、皆様方におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

今回のミニセミナーは、ニピイ（新潟市勤労者福祉サービスセンター）との共催により、「自動車事故における会社の責任」をテーマに開催致します。

従業員が通勤中や仕事中に交通事故を起こしてしまった場合の事業者側の責任やいざという時に慌てないための備えについて、弁護士がわかりやすく解説します。

ご参加頂いた方には、どのようなご相談にもご利用頂ける無料相談券（3ヶ月間有効）をお渡し致します。ご相談をご希望される方は是非ご利用下さい。

申込をご希望の方は、本用紙に所定事項をご記入の上、FAXにて2/19（月）までにお申込み下さい（先着20名様限定）。ニピイに加入されている事業所の方は、ニピイに直接お申し込み頂いても構いません（ニピイ経由ですと参加費は無料になります）。

敬具

〈講師〉 弁護士 **五十嵐 亮**（当事務所 長岡事務所所属）

〈日時〉 平成25年2月19日（火） 午後3時～4時30分

〈会場〉 技術士センタービル I-8階 A会議室

新潟市中央区新光町10-2（県庁近く）＊駐車場あり

〈参加費〉 2,000円（テキスト代・税込み）＊当日、会場にて申し受けます。

＊特典1：お二人目からは1,000円 ＊特典2：無料相談券をプレゼント中。

～お知らせ～ 次回のミニ・セミナーは、3月21日（木）午後3時～を予定しています。

「海外取引と英文契約書入門」 講師：弁護士 篠田 陽一郎

FAX (025) 280-1552 【自動車事故における会社の責任 セミナー申込用紙】

事業所名・ 参加者氏名			
住所	(〒 - )		
質問事項			
電話		FAX	

♪ ミニ・セミナーのご案内について ♪ 【今後も案内を送ってよい・今後の案内は不要】